

組合理約の一部変更について

組合理約の一部を下記のとおり変更したので、健康保険法施行令第3条の規定により公告する。

1. (設立事業所の名称及び所在地)

第4条に次の事業所を加える。

富双ホールディングス株式会社 大阪府箕面市

2. (互選議員の選挙区及び議員数)

第9条の第1区に「富双ホールディングス株式会社を加える。

3. (保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第45条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の

100分の53.9は事業主、100分の46.1は被保険者において負担する。

(小数点以下第2位を四捨五入する。)

4. (子ども・子育て支援金額の負担割合)

第45条の3 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分

の50は被保険者において負担する。

5. (予備費の費途)

第48条の3 子供勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、

次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金

(2) 子ども・子育て還付金

6. (準備金の保有方法)

第49条の2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金

は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければ

ならない。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月1日

ダイハツ系連合健康保険組合

理事長 芝本 幸太郎